

2020年4月 改正健康増進法が全面施行されます

改正健康増進法について

2018年7月に健康増進法が改正されました。

多くの人を利用する全ての施設において、原則**屋内禁煙**となります。

施設・店舗の喫煙ルールを代表的な施設ごとにわかりやすく紹介します。

※各自治体によっては、改正健康増進法以外についても、独自の条例によって受動喫煙防止に関する義務が定められている場合があります。詳細については各自治体へお問い合わせください。



学校・病院
児童福祉施設
行政機関の庁舎等

2019年7月1日から
「敷地内禁煙」

※屋外に喫煙場所を設置可



オフィス・事業所
ホテル・旅館
事業船舶・鉄道

アミューズメント施設
その他施設

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置可



飲食店



2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置可

喫煙専用室設置（飲食等不可）

全席禁煙+喫煙専用室の設置 [飲食不可]



喫煙専用室

加熱式たばこ専用喫煙室設置（飲食等可）

禁煙+指定たばこ [加熱式]



飲食店の経過措置

以下の項目の回答による事業者分類によって、経過措置があります。

- 2020年4月1日より前に開店した店舗
- 資本金または出資の総額が5000万円以下
- 客席面積は100㎡以下



店内での喫煙可



飲食可

店内での喫煙不可



屋内(全席)禁煙

〈改正健康増進法のポイント〉



喫煙室の
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。



20歳未満
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。



違反時の罰則
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。